

## 市第 133 号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更  
の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17  
年 3 月 24 日議決）の一部を次のように変更する。

第22項を第25項とし、第21項の次に次の 3 項を加える。

22 開示請求に係る写しの交付の手数料

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「  
個人情報保護法」という。）第87条第 1 項の規定により交付す  
る写しの作成に要する手数料

| 写しの作成の方法                         | 手 数 料                    |       |                               |
|----------------------------------|--------------------------|-------|-------------------------------|
| 文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力 | 日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙  | 白黒    | 1 枚につき 10 円                   |
|                                  |                          | カラー   | 1 枚につき 50 円                   |
|                                  | 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙 | 実費相当額 |                               |
| マイクロフィルムの用紙への出力                  | 1 枚につき 10 円              |       |                               |
| 電磁的記録の記録媒体への複製                   | ページ数がある電磁的記録             |       | 記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額   |
|                                  | ページ数がない電磁的記録             |       | 記録媒体の費用に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額 |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製 | 記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額 |
|--|-------------------------|

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
  - 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- (2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第16条第1項の規定により交付する写しの作成に要する手数料

| 写しの作成の方法                                 | 手 数 料                   |     |                           |
|--|-------------------------|-----|---------------------------|
| 文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力         | 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙     | 白黒  | 1枚につき10円                  |
|  |                         | カラー | 1枚につき50円                  |
|  | 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙    |     | 実費相当額                     |
| マイクロフィルムの用紙への出力                          | 1枚につき10円                |     |                           |
| 電磁的記録の記録媒体への複製                           | ページ数がある電磁的記録            |     | 記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額   |
|  | ページ数がない電磁的記録            |     | 記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製 | 記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額 |     |                           |

|  |              |               |
|--|--------------|---------------|
| 電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付                           | ページ数がある電磁的記録 | 1 ページにつき10円   |
|  | ページ数がない電磁的記録 | 1 ファイルにつき210円 |
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付 | 1 ページにつき10円  |               |

## (備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、公立大学法人横浜市立大学の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

## (3) 記録媒体の費用

| 記録媒体の種別   | 金額        |
|---|-----------|
| 日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク | 1枚につき70円  |
| 日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク        | 1枚につき100円 |
| その他の記録媒体  | 実費相当額     |

23 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づく提出書類等の写し等の交付に係る手数料

| 種 別 | 手 数 料 |
|-----|-------|
|-----|-------|

|                      |     |          |
|----------------------|-----|----------|
| 日本産業規格A列3番までの大きさの用紙  | 白黒  | 1枚につき10円 |
|                      | カラー | 1枚につき50円 |
| 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙 |     | 実費相当額    |

(備考)

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として算定する。

24 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

- (1) 個人情報保護法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報（個人情報保護法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。以下同じ。）の利用に関する契約を公立大学法人横浜市立大学と締結する者が個人情報保護法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額
  - ア 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- (2) 個人情報保護法第118条第2項において準用する個人情報保

護法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を公立大学法人横浜市立大学と締結する者が個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない手数料の額 次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる者以外の者 個人情報保護法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない前号に規定する手数料の額と同一の額

イ 個人情報保護法第 115 条（個人情報保護法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について認可したいので、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により提案する。

**参 考**

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

(上段 変更案  
下段 現 行)

22 開示請求に係る写しの交付の手数料

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 87 条第 1 項の規定により交付する写しの作成に要する手数料

| 写しの作成の方法                                 | 手 数 料                       |     |                               |
|--|-----------------------------|-----|-------------------------------|
| 文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力         | 日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙     | 白黒  | 1 枚につき 10 円                   |
|  |                             | カラー | 1 枚につき 50 円                   |
|  | 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙    |     | 実費相当額                         |
| マイクロフィルムの用紙への出力                          | 1 枚につき 10 円                 |     |                               |
| 電磁的記録の記録媒体への複製                           | ページ数がある電磁的記録                |     | 記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額   |
|  | ページ数がない電磁的記録                |     | 記録媒体の費用に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額 |
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製 | 記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額 |     |                               |

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。

2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。

(2) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 16 条第 1 項の規定により交付する写しの作成に要する手数料

| 写しの作成の方法   | 手 数 料                       |       |                               |
|--|-----------------------------|-------|-------------------------------|
| 文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力                 | 日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙     | 白黒    | 1 枚につき 10 円                   |
|  |                             | カラー   | 1 枚につき 50 円                   |
|  | 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙    | 実費相当額 |                               |
| マイクロフィルムの用紙への出力                                  | 1 枚につき 10 円                 |       |                               |
| 電磁的記録の記録媒体への複製                                   | ページ数がある電磁的記録                |       | 記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額   |
|  | ページ数がない電磁的記録                |       | 記録媒体の費用に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額 |
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製         | 記録媒体の費用に 1 ページごとに 10 円を加えた額 |       |                               |
| 電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付                           | ページ数がある電磁的記録                |       | 1 ページにつき 10 円                 |
|  | ページ数がない電磁的記録                |       | 1 ファイルにつき 210 円               |
| 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付 | 1 ページにつき 10 円               |       |                               |

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、公立大学法人横浜市立大学の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(3) 記録媒体の費用

| 記録媒体の種別   | 金額           |
|---|--------------|
| 日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク | 1 枚につき 70 円  |
| 日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク           | 1 枚につき 100 円 |
| その他の記録媒体  | 実費相当額        |

23 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項の規定に基づく提出書類等の写し等の交付に係る手数料

| 種別                       | 手数料   |             |
|--------------------------|-------|-------------|
| 日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙  | 白黒    | 1 枚につき 10 円 |
|                          | カラー   | 1 枚につき 50 円 |
| 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙 | 実費相当額 |             |

（備考）

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円として算定する。

24 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

(1) 個人情報保護法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報（個人情報保護法第 109 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。以下同じ。）の利用に関する契約を公立大学法人横浜市立大学と締結する者が個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない手数料の額 21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額

ア 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(2) 個人情報保護法第 118 条第 2 項において準用する個人情報保護法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を公立大学法人横浜市立大学と締結する者が個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない手数料の額 次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる者以外の者 個人情報保護法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結

する者が個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付し  
なければならない前号に規定する手数料の額と同一の額

イ 個人情報保護法第 115 条（個人情報保護法第 118 条第 2 項  
において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関  
等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

25  
22 (本文省略)

### 地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。